

**一定の規模以上の土地の形質の変更をする場合には、着手の30日前までに届出が必要です。
(土壌汚染対策法第4条第1項)**

「土地の形質の変更をしようとする者」(工事発注者又は計画立案者)は、「一定の規模以上」の「土地の形質の変更」を行う場合、**知事へ着手30日前までに**土壌汚染対策法第4条第1項に基づく**届出をしなければなりません**。(法第4条第1項)

無届・虚偽報告の場合、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科せられることがあります。

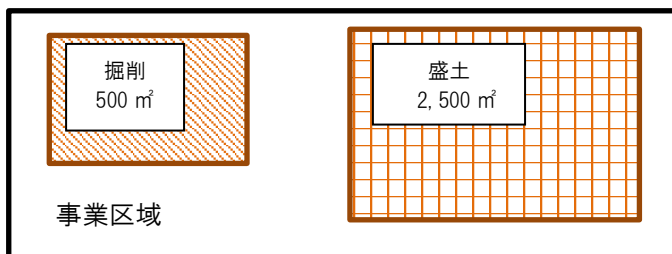
また、届出された土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると知事が認める場合、土地の所有者等は土壌汚染状況調査を命じられることがあります。(法第4条第3項)

◆届出対象 「一定の規模以上」, 「土地の形質の変更」とは

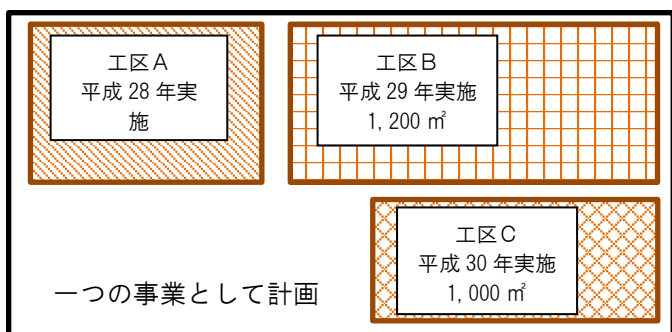
「一定の規模以上」	3,000㎡以上(現に水質汚濁防止法に定める有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地については900㎡以上)(規則第22条) 土地の形質の変更が行われる敷地面積ではなく、 実際に形質変更が行われる土地の合計面積 。複数の工区や工期に分かれる工事であっても、同一事業として実施されるものは一つの工事計画とみなします。
「土地の形質の変更」	土地の形状を変更する行為全般 軽易な行為その他の行為※を除きます。 盛土と掘削の両方 を含みます。 <u>土地の形質変更の目的は問わないため</u> 、例えば建物解体や地下構造物撤去、文化財調査等も対象となります。都市計画法等と「土地の形質の変更」が異なりますので、ご留意願います。

※「軽易な行為その他の行為」(規則第25条)

右の3項目全てにあてはまるもの	<ol style="list-style-type: none"> 掘削で発生した土砂を工事区域外へ搬出しないこと 掘削部分の最大深度が50cm未満であること 周囲への土砂の流出、飛散を防止したうえで形質変更を行うこと
右の5項目のいずれかに当てはまるもの	<ol style="list-style-type: none"> 農業を営むために通常行われる行為で、土を区域外へ搬出しないもの 林業用の作業路網の整備で、土を区域外へ搬出しないもの 鉱山関係の土地での形質変更 災害時等の緊急措置として行う行為 全て盛土の形質変更



左図の場合、掘削面積500㎡、盛土面積2,500㎡の合計が3,000㎡となるため、届出が必要となります。



左図の場合、施工の場所や時期が異なる計画であっても、一つの事業として計画された工区A～Cの合計が3,000㎡となるため、届出が必要となります。

図 形質変更届出対象の一例

◆一定の規模以上の土地の形質の変更届出

「土地の形質の変更をしようとする者」は、土地の形質の変更に**着手する 30 日前まで**に知事へ届出しなければなりません。（規則第 23・24 条）。「土地の形質の変更をしようとする者」とは、工事の発注者又は計画の立案者等が該当します。届出時には、資料等として下記のものが必要となります（規則第 23 条）。不明な点がある場合には、事前に管轄保健所までご相談ください。

届出者	土地の形質の変更をしようとする者 (事業の発注者、施工計画の立案者等)
届出期限	土地の形質の変更に着手する 30 日前まで (契約・設計等の準備期間を含まず、実際に着手する日から起算)
法定提出書類	1. 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」(規則様式第 6) 2. 形質変更予定地の所在地を示す資料(案内図等) 3. 形質変更予定地の場所を示す資料(盛土区域と掘削区域が区別して表示され、公図上の地番と筆の境界が記載されたもの) 4. 届出者が土地の所有者と異なる場合には、土地の所有状況を明らかにするもの(登記事項証明書(発行日から 3 ヶ月以内)等の原本又は写し)
参考書類	1. 公図の写し 2. 届出者が土地の所有者であることを確認できるもの(登記事項証明書(発行日から 3 ヶ月以内)等の原本又は写し) 3. 掘削の深さが確認できるもの(工事の断面図) 4. 自主的に土壌汚染状況調査を実施している場合、その結果
届出部数	1 部(控えを要する場合は、正副本 2 部)
届出先	形質の変更を行う土地の所在地を管轄する保健所

◆土壌汚染状況調査命令

届出された土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると知事が認める場合、土地の所有者等は土壌汚染状況調査を命じられることがあります。(法第 4 条第 3 項)

◆お問い合わせ先

提出先	住所	電話番号	所管区域
仙南保健所 環境廃棄物班	989-1243 大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、刈田郡(蔵王町、七ヶ宿町)、柴田郡(大河原町、村田町、柴田町、川崎町)、伊具郡(丸森町)
塩釜保健所 環境廃棄物班	985-0003 塩竈市北浜四丁目 8-15	022-363-5506	塩竈市、多賀城市、富谷市、宮城郡(松島町、七ヶ浜町、利府町)、黒川郡(大和町、大郷町、大衡村)
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	989-2432 岩沼市中央三丁目 1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理郡(亶理町、山元町)
大崎保健所 環境廃棄物班	989-6117 大崎市古川旭四丁目 1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	栗原市、大崎市、加美郡(色麻町、加美町)、遠田郡(涌谷町、美里町)
石巻保健所 環境廃棄物班	986-0850 石巻市あゆみ野五丁目 7 (新石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市、登米市、東松島市、牡鹿郡(女川町)
気仙沼保健所 環境廃棄物班	988-0066 気仙沼市東新城三丁目 3-3	0226-22-5127	気仙沼市、本吉郡(本吉町、南三陸町)

※仙台市内は、仙台市環境対策課が窓口となります。(022-214-8223)